

原小学校 PTA 会則

第1章 総 則

第1条 本会は、原小学校 P T A と称する。

第2条 本会は、学校教育の実施を完全ならしめるために学校・家庭・地域が三位一体となって協力し、合わせて家庭教育及び社会教育の振興刷新を図り、児童の福祉を増進することを目的とする。

第3条 本会は事務所を原小学校におく。

第2章 事 業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、下記の諸事業を行う。

- 1 教育促進のために必要な知識・教養を高めるための諸会合をもつ。
- 2 児童の保護対策を立て、福祉施設の充実を図る。
- 3 学校と家庭の緊密化を図り、あわせて家庭及び社会の水準向上に努める。
- 4 学校施設及び備品を整備することに協力する。
- 5 会員相互の親睦を図る。
- 6 その他、目的を達成するための必要な事業を行う。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、次の二種とする。

- 1 正会員 保護者と学校の教職員
- 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの

第6条 正会員と賛助会員は、同等の権利義務を有する。

第4章 役 員

第7条 本会は、下記の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----|------|-----|------|-----|
| ○ 会 長 | 1 名 | ○副会長 | 5 名 | ○監 査 | 2 名 |
| ○ 評議員 | 数十名 | ○庶務 | 若干名 | ○会 計 | 2 名 |

第8条 本会の役員は、下記の方法により選出する。

- 1 会長及び監査は、役員選考会において選出し、次年度総会において承認する。
- 2 副会長・会計及び庶務は、会長がこれを選任する。
ただし、副会長1名は学校長とし、会計1名は教職員とする。
- 3 教職員は、全員評議員とする。

第9条 役員の任期は1ヵ年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、重任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、残任期間とする。役員はその任期が満了しても、あとの定まるまでは任務を遂行しなければならない。

第 10 条 役員の任務は、下記のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 評議員は、評議員会において会務を審議決定すると共に、会の円滑なる運営にあたる。
- 4 監査は、本会の経理監査を行う。
- 5 庶務は、副会長を補佐し、連絡・通信・交渉その他の会務を処理する。

第 5 章 会 議

第 11 条 会議を分かち、下の通りとする。

○ 総 会 ○ 評議員会 ○ 役員選考会 ○ 専門部会

第 12 条 会議は、構成員の 3 分の 1 以上の出席がなければ成立しない。ただし、総会についてのみ委任状を認める。

第 13 条 議長を選出が必要な場合は、出席者の過半数で決定する。

第 14 条 役員選考会での議長は、専門部会の部長が輪番制で担当する。

第 15 条 総会は最高議決機関で、定期総会と臨時総会とし、会員を以って構成する。定期総会は、毎年 1 回、会長が開催し、一定の総会期間を設け、議案審議及び決議は Web フォームとする。但し、会長が招集を必要と判断した場合は、この限りでない。

臨時総会は、次の場合、会長が開催する。

- 1 会員の 3 分の 1 以上が、会議の目的事項を示して招集を要求したとき。
- 2 評議員会・事業部会が開催を要求したとき。
- 3 緊急なる場合、会長が評議員会の同意を得たとき。

第 16 条 評議員会は、総会に次ぐ審議機関である。

評議員会は、会長の招集があったとき、及び評議員総数の 3 分の 1 以上の要求があったとき、これを開く。

評議員会は、会長、副会長、監査、会計、庶務及びに評議員を以って構成する。

第 17 条 専門部会は、各部ごとに行うものとする。

第 6 章 会 計

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までで終わる。

第 19 条 本会の経費は、会費・事業収益及び寄付金を以ってこれに充てる。

第20条 会費は、正会員にして、児童の数に関係なく、一律月300円とする。上半期（6ヶ月）分を4月に、下半期（6ヶ月）分を10月に一括納入する。

ただし、特殊事情により、会費は減免する場合もある。

賛助会員は、年間300円とする。

附 則

- 1 本会にアドバイザーを若干名置くことができる。アドバイザーは必要に応じて会長が選任または委嘱する。
- 2 評議員会は、規約の施行に関して、必要な内規を定める。
- 3 本会の会則は、総会の決議を経なければ改廃できない。
- 4 会員は、必要がある場合、それぞれの職場・職能に応じ労力を提供する。

細 則

- 1 評議員会は、第2条の目的を達成するために次の部をおき、評議員は、いずれかの部に属する。各部の部長は、委員の互選とする。
 - 1 総務部 2 生活安全部 3 広報部
 - 4 厚生部 5 学級学年部 6 保健体育部

（昭和58年4月一部改正）

（平成2年4月一部改正）第8条3、細則第1条6

（平成9年3月一部改正）第21条

（平成13年3月一部改正）第8条3

（平成19年4月一部改正）第7条

（平成22年5月一部改正）第7条

（平成28年4月一部改正）第8条3及び4、第10条（削除）

（令和2年4月一部改正）

（令和5年3月一部改正4月施行）第13条、第15条、附則1